

2022年9月13日

各位

会社名 パスロジ株式会社
代表者名 代表取締役社長 小川 秀治
(コード：4426、TOKYO PRO Market)
問合せ先 取締役 CFO 光野 元彦
(TEL. 03-5283-2263)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年9月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年9月29日に開催予定の第23回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ① 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第18条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。
- (2) 監査を通じたさらなるガバナンスの向上を図り、監査機能を一層強化することを目的に、監査役員の員数を現行の3名以内から5名以内に変更することといたします。また、文言の整備による変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第17条(条文省略) <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	第1条～第17条(現行どおり) (削除)
第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	

<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第19条～第29条 (条文省略)</p> <p>(員数)</p> <p>第30条 当社の監査役は、3名以内とする。</p> <p>第31条～第44条 (条文省略)</p>	<p>第19条～第29条 (現行どおり)</p> <p>(員数)</p> <p>第30条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>第31条～第44条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p>1. 会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>2. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

3. 日程

- | | |
|---------------------|----------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 2022年9月29日(予定) |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 2022年9月29日(予定) |

以上